
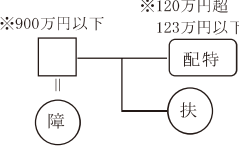

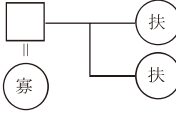
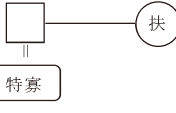




2 ある場合 一般の障害者で	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人		なし	ハ	① 380,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 650,000 円	—
	(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者と控除対象扶養親族がいる人		1 人	ハ	① 760,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 1,030,000 円	30,000円
3 専夫である 一般の場合 寡婦又は	(1) 控除対象扶養親族がいない人		なし	ハ	① 380,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 650,000 円	—
	(2) 控除対象扶養親族がいる人		2 人	ハ	① 1,140,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 1,410,000 円	—
4 別ある場合 専夫が特	控除対象扶養親族がいる人		1 人	ニ	① 760,000 円 ②-ニ 350,000 円 計 1,110,000 円	—

### ☆☆源泉所得税の納付は便利な e-Tax をご利用ください☆☆

e-Tax をご利用いただくと徴収高計算書の作成・提出から電子的な納付まで一連の流れで行うことができます。 ※電子証明書の添付や IC カードリーダーは不要です。

納付方法は、簡単な操作で事前に税務署に届出をした口座から振替により納付することができる『ダイレクト納付』が便利です！



#### ダイレクト納付を利用すると…

- 金融機関や税務署窓口に出向く必要がありません！
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！

詳しくは、e-Tax ホームページ (www. e-tax. nta. go. jp) をご覧ください。

#### ☆ 地方税の納付方法のご案内

令和元年 10 月から『地方税共通納税システム』が導入され、個人住民税（特別徴収分）もダイレクト納付を利用することができるようになります。 ※地方税共通納税システムは地方税共同機構が運営しています。

複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

令和元年 10月から

## 地方税 共通納税システム スタート!!!

詳しい情報は ホームページでご確認ください。  
<http://www.eltax.jp/>  
<https://www.eltax.lta.go.jp/> (9月下旬以降)

1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!

2 ダイレクト納付ができます!!

3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!

4 電子納税で納付事務の負担軽減!!

5 手数料無料!! 0円

サービス 向上だね!



※ 国税と地方税の電子納税の利用手続きはそれぞれ別々に必要となります。